

## 令和6年第10回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和6年10月25日（金）

開 会 午前 9時30分

閉 会 午前 10時53分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名（18名）

1 番 高梨 美代子

2 番 阿部 さおり

3 番 秋葉 俊一

4 番 日下部 崇喜

5 番 高橋 聡

6 番 遠田 雅弘

7 番 石川 義則

9 番 日向 弘明

10 番 高橋 直之

11 番 佐藤 吉法

12 番 森屋 慶一

13 番 日下部 美雄

14 番 斎藤 克行

15 番 高橋 義夫

16 番 阿部 金一郎

17 番 小野 隆

18 番 佐藤 繁

19 番 若松 忠則

4 議長の委員席次番号及び氏名

19 番 若松 忠則

5 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 渡部 桂一

次長兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

農林課農林水産専門員 佐々木弘喜

## 6 会議に付した議案

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 報告第 20 号              | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | (10 件) |
| 報告第 21 号              | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ( 1 件) |
| 議案第 33 号              | 庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ( 3 件) |
| 議案第 34 号              | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ( 1 件) |
| 議案第 35 号              | 農地法第 4 条の規定による許可申請について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ( 1 件) |
| 議案第 36 号              | 農地法第 5 条の規定による許可申請について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ( 2 件) |
| 議案第 37 号              | 農地転用事業計画の変更申請について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ( 1 件) |
| 議案第 38 号              | 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | (19 件) |
| ◎開 会 (午前 9 時 3 0 分)   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |
| ◎諸報告                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |
| 議長                    | これより令和 6 年第 10 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。<br>議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |
| 事務局長                  | 本日の委員の出席状況について報告します。全員出席となっております。<br>議案第 33 号庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についてに係る説明員として、農林課農林水産係、佐々木農林水産専門員が出席しています。次に本日の資料について報告します。タブレットに農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図面等、農地転用事業計画の変更申請に係る土地利用計画図等、山形県農業委員会大会開催要項・行程表、配布資料は、農業委員会視察研修しおり、農協広報 10 月号です。<br>それでは、令和 6 年第 9 回総会以後の行事について報告します。「行事報告書」をご覧ください。(説明) 続いて、令和 6 年第 10 回総会後の行事予定について説明します。「行事予定書」をご覧ください。(説明) |        |
| 議長                    | 諸般の報告が終わりました。<br>ただ今の出席委員は 18 名です。<br>定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |
| ◎議事録署名委員の選出           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |
| 議長                    | 最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により指名させていただいてよろしいでしょうか。<br>(異議なしの声あり)<br>異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。10 番 高橋 直之委員、11 番 佐藤 吉法委員、両名に議事録署名委員をお願いします。<br>なお、書記には、事務局長を指名します。                                                                                                                                                                                                 |        |
| ◎報告 報告第 20 号の上程、説明、質疑 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |
| 議長                    | 報告第 20 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |
| 事務局長                  | (報告第 20 号の資料に基づき、報告を説明)<br>詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |
| 議長                    | 佐藤次長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐藤次長    | (報告第 20 号の資料に基づき、内容を説明)                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長      | これより質疑を行います。<br>ないようですので、報告第 20 号を終わります。                                                                                                                                                                                                                     |
| ◎報告     | 報告第 21 号の上程、説明、質疑                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長      | 報告第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                          |
| 事務局長    | (報告第 21 号の資料に基づき、報告を説明)<br>詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。                                                                                                                                                                                                         |
| 議長      | 佐藤次長。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 佐藤次長    | (報告第 21 号の資料に基づき、内容を説明)                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長      | これより質疑を行います。<br>ないようですので、報告第 21 号を終わります。                                                                                                                                                                                                                     |
| ◎議事     | 議案第 33 号の上程、説明、質疑                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長      | 議案第 33 号「庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                           |
| 事務局長    | (議案第 33 号の資料に基づき内容を説明)<br>詳細につきましては、農林課農林水産係の佐々木専門員がご説明申し上げます。                                                                                                                                                                                               |
| 議長      | 佐々木専門員。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 佐々木専門員  | (議案第 33 号の資料に基づき、1 番の内容を説明)                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長      | 内容説明が終わりました。<br>暫時休憩します。                                                                                                                                                                                                                                     |
| (暫時休憩)  |                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長      | 再開します。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長      | 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、12 番 森屋 慶一委員より、現地調査報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                          |
| 12 番 森屋 | 庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての現地調査報告を行います。<br>10 月 22 日に、13 番 日下部 美雄委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。<br>〇〇の南側にある一団の農地です。北側は県道、東側・南側・西側は農道に接しています。<br>当該申請地を除外しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼさないと見てきましたのでご報告いたします。<br>委員各位におかれましては、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。 |
| 議長      | 現地調査報告が終わりました。<br>これより、議案第 33 号「庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について」の 2 番についての説明を、佐々木専門員よりお願いいたします。                                                                                                                                                                |
| 佐々木専門員  | (議案第 33 号の資料に基づき、2 番の内容を説明)                                                                                                                                                                                                                                  |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長             | 内容説明が終わりました。<br>暫時休憩します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (暫時休憩)         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長             | 再開します。<br>これより、議案第 33 号「庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について」の 3 番についての説明を、佐々木専門員よりお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 佐々木専門員         | (議案第 33 号の資料に基づき、3 番の内容を説明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長             | 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、12 番 森屋 慶一委員より、現地調査報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 12 番 森屋        | 庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての現地調査報告を行います。<br>10 月 22 日に、13 番 日下部 美雄委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。<br>2 番については、先程の 1 番の案件と同様、〇〇の南側にある一団の農地です。北側は県道、東側・南側・西側は農道に接しています。<br>3 番については、北側は水路、東側は県道、南側は農道、西側は宅地に接しています。<br>当該申請地を除外しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼさないと見てきましたのでご報告いたします。<br>委員各位におかれましては、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。 |
| 議長             | 現地調査報告が終わりました。<br>これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。<br>(異議なしの声)<br>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。<br>議案第 33 号「庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について」賛成の方、挙手願います。<br>(挙手多数)<br>賛成多数により、農用地区域からの除外は適当とすることに決定しました。<br>暫時休憩します。                                                                                                         |
| (休憩中、佐々木専門員退席) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| ◎議事            | 議案第 34 号の上程、説明、質疑、採決                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長             | 再開します。<br>議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局長           | (議案第 34 号の資料に基づき、内容を説明)<br>詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長             | 長南主任。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 長南主任           | (議案第 34 号について資料に基づき、内容を説明)                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長       | <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので 13 番 日下部 美雄委員より、現地調査報告をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| 13 番 日下部 | <p>農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>10 月 22 日に、12 番 森屋 慶一委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。</p> <p>農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。</p> <p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>                                                                              |
| 議長       | <p>内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。</p> <p>議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>                                                      |
| ◎議事      | 議案第 35 号の上程、説明、質疑、採決                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長       | <p>議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局長     | <p>(議案第 35 号の資料に基づき、内容を説明)</p> <p>詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長       | 長南主任。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 長南主任     | (議案第 35 号について資料に基づき、内容を説明)                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長       | <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので 12 番 森屋 慶一委員より、現地調査報告をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                             |
| 12 番 森屋  | <p>農地法第 4 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>10 月 22 日に、13 番 日下部 美雄委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。</p> <p>〇〇集落にある農地で、北側と西側は農道、東側は農地、南側は町道に接しています。</p> <p>周辺農地の営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用することに問題ないと判断してきましたので報告します。</p> <p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p> |
| 議長       | <p>内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>16 番 阿部委員。</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| 16 番 阿部  | <p>16 番 阿部です。</p> <p>審査表の別紙様式第 28 号の検討状況の 2 資力及び信用について、この資料のなかで、事業費いくらということで、融資を受けるにあたり、申請者は農地法の違反行為を行ったことはなく、信用ありと判断したと、この文言だけを見</p>                                                                                                                                                  |

|          |                                                                                                                                                                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>ると、農地法等々の違反行為がない方については信用がありますという内容ですが、この項目はそういったことなのでしょう。</p> <p>逆に言うと、このような審査表のなかで、農地法関係の違反行為等が認められた方というのは、信用がないと判断されることになると思いますが、このあたりがよくわからなかったので質問させていただきます。</p>                                   |
| 議長       | 長南主任。                                                                                                                                                                                                     |
| 長南主任     | <p>はい。資力というのは、この事業を達成するために、お金を用意できるかどうかを審査します。信用というのは、農地法等の違反行為という言葉を使っていますけれども、例えば過去に転用の申請をされた時に、その事業計画に基づいて許可を出したが、計画通りにいかなかったとか、転用されなかったとか、そのようなことがなかったかどうかという視点で見えています。</p>                           |
| 議長       | <p>文言の使い方について、阿部委員は確認したかったということによろしいでしょうか。阿部委員。</p>                                                                                                                                                       |
| 16 番 阿部  | <p>この項目というのは、あくまでもお金に関することのみで、信用というのは金融機関がお金を貸すかどうかだと私は思っていたのですが、今の答弁ですと、過去に転用申請をして、許可が下りました、でも計画が頓挫したので、やっぱり事業はやめますという事案は過去にあったかと思います。その方については申請はもうできないのですかということも踏まえての質問でしたが、わかりました。</p>                 |
| 議長       | よろしいですか。                                                                                                                                                                                                  |
| 16 番 阿部  | はい。                                                                                                                                                                                                       |
| 議長       | <p>ほかに質問はございますか。なければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。</p> <p>議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p> |
| ◎議事      | 議案第 36 号の上程、説明、質疑、採決                                                                                                                                                                                      |
| 議長       | <p>議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                        |
| 事務局長     | <p>(議案第 36 号の資料に基づき、内容を説明)</p> <p>詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。</p>                                                                                                                                           |
| 長南主任     | (議案第 36 号について資料に基づき、内容を説明)                                                                                                                                                                                |
| 議長       | 長南主任。                                                                                                                                                                                                     |
| 議長       | <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので 13 番 日下部 美雄委員より、現地調査報告をお願いします。</p>                                                                                                                                               |
| 13 番 日下部 | <p>農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>10 月 22 日に、12 番 森屋 慶一委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。</p> <p>1 番については、〇〇集落の東側にあり、周辺は一団の農地です。〇〇のた</p>                                                        |

|         |                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>め一時転用するものです。</p> <p>2 番については、〇〇集落の住宅街にある畑です。北側・東側は宅地、南側・西側は町道に接しています。</p> <p>いずれの案件も、周辺農地の営農条件に悪影響を与えないと思われることから、問題ないと見てきましたので報告します。</p> <p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>                           |
| 議長      | <p>内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。</p> <p>議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>    |
| ◎議事     | 議案第 37 号の上程、説明、質疑、採決                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長      | 議案第 37 号「農地転用事業計画の変更申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。                                                                                                                                                                               |
| 事務局長    | <p>(議案第 37 号の資料に基づき、内容を説明)</p> <p>詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。</p>                                                                                                                                                                      |
| 長南主任    | (議案第 37 号について資料に基づき、内容を説明)                                                                                                                                                                                                           |
| 議長      | 長南主任。                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長      | 本案は、事前に現地調査を行っておりますので 12 番 森屋 慶一委員より、現地調査報告をお願いします。                                                                                                                                                                                  |
| 12 番 森屋 | <p>農地転用事業計画の変更申請について現地調査報告を行います。</p> <p>10 月 22 日に、13 番 日下部 美雄 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を行いました。</p> <p>現在も工事が進行中ですが、周辺農地の営農条件への悪影響はないと思われることから、問題ないとみてきましたので報告します。</p> <p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p> |
| 議長      | <p>内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>18 番 佐藤委員。</p>                                                                                                                                                                       |
| 18 番 佐藤 | <p>18 番 佐藤です。</p> <p>農地転用許可申請に係る審査表について、受け手と出し手が反対ではないでしょうか。</p>                                                                                                                                                                     |
| 議長      | 長南主任。                                                                                                                                                                                                                                |
| 長南主任    | はい、そのとおりです。修正をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                              |
| 議長      | <p>ほかにございますか。</p> <p>16 番 阿部委員。</p>                                                                                                                                                                                                  |

|         |                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 番 阿部 | <p>16 番 阿部です。</p> <p>今回の案件は、賃貸借権設定ということでありますけれども、工事期間延長に伴い、11 月 1 日から 3 月 31 日まで追加で借りるということで、この分の賃借料について当該者との話はついているとの確認はとれているのでしょうか。</p>                                                                                                   |
| 議長      | 長南主任。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 長南主任    | <p>はい。この土地については、中間管理機構を通して、耕作者がいるところです。令和 6 年は作物を耕作しないので賃借料が発生しないということで、地権者からも同意を得ています。</p> <p>工事が延長するということで資材置き場として借用する期間が延長されるため、その土地の賃貸借契約も地権者と結んでおります。</p>                                                                              |
| 議長      | よろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 16 番 阿部 | <p>今の答弁ですと、中間管理機構を通して貸していて、令和 6 年は作物を耕作していないので賃借料が発生しませんとのことでしたが、今回は賃貸借設定の延長として議案に上がっているわけです。中間管理事業での賃貸借はないけれども、工事事業者との、なお町からの工事請負契約となっておりますので、適切な処理をしていただきたいと思います。</p>                                                                     |
| 議長      | よろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 16 番 阿部 | はい。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長      | <p>ほかにございますか。なければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。</p> <p>議案第 37 号「農地転用事業計画の変更申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>                                           |
| ◎議事     | 議案第 38 号の上程、説明、質疑、採決                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長      | 議案第 38 号「農用地利用集積等促進計画に係る要請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。                                                                                                                                                                                  |
| 事務局長    | <p>(議案第 38 号の資料に基づき、内容を説明)</p> <p>詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。</p>                                                                                                                                                                             |
| 議長      | 佐藤次長。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 佐藤次長    | (議案第 38 号について内容を説明)                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長      | <p>内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>16 番 阿部委員。</p>                                                                                                                                                                                     |
| 16 番 阿部 | <p>16 番 阿部です。</p> <p>今回の案件のなかには、使用貸借権の設定が何件かありました。来年度から締結される契約については、手数料を出し手・受け手双方から負担いただくことになっています。使用貸借権が設定される場合は、賃貸借料が 0 円ということで、手数料の算出根拠がないということになります。賃貸借設定をしている場合、手数料収入が中間管理機構にあります。使用貸借権の場合、手数料の算出根拠がなく手数料を徴収しないということであれば、賃貸借設定している</p> |

|                 |                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 方と、使用貸借設定をしている方双方に、不利益が生じることが懸念されます。そのあたりの精査は中間管理機構でしているのでしょうか。または手数料をとるのであれば、賃貸借設定は違う方向でしてください、というように中間管理機構で考えているのか、情報提供をいただければと思います。                                                                    |
| 議長              | 佐藤次長。                                                                                                                                                                                                     |
| 佐藤次長            | はい。皆さまご存じの通り、中間管理事業で令和7年作から契約する場合、双方手数料が発生することは周知されています。あくまでも賃借料に対して、何%かの手数料をかけるということです。使用貸借はもともと0円ですので、これにかけても0円ということです。それを中間管理機構で精査をしているかどうかについては、こちらでは把握はしていません。                                       |
| 議長              | よろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                |
| 16 番 阿部         | はい、わかりました。                                                                                                                                                                                                |
| 議長              | ほかに質問はございますか。なければ、採決したいがいかがですか。<br>(異議なしの声)<br>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。<br>議案第38号「農用地利用集積等促進計画に係る要請について」に賛成の方、挙手願います。<br>(挙手全員)<br>賛成全員により、原案のとおり要請することに決定しました。<br>これをもって、令和6年第10回庄内町農業委員会総会を閉会します。 |
| ◎閉 会 (午前10時53分) |                                                                                                                                                                                                           |